

議案第203号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和元年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
A第835号線	53 23	4 00	さいたま市桜区大字大久保領家字道場378番11地先	さいたま市桜区大字大久保領家字道場378番10地先	
B第540号線	99 42	4 30	さいたま市桜区中島四丁目362番5地先	さいたま市桜区中島四丁目363番1地先	
D第685号線	58 06	4 20	さいたま市南区内谷五丁目54番1地先	さいたま市南区内谷五丁目54番7地先	
D第686号線	77 30	4 00	さいたま市南区四谷三丁目9番10地先	さいたま市南区四谷三丁目9番12地先	
J第489号線	76 35	4 30	さいたま市緑区大字三室字西宿1245番5地先	さいたま市緑区大字三室字西宿1246番3地先	
12897号線	83 34	4 00	さいたま市見沼区大和田町二丁目405番11地先	さいたま市見沼区大和田町二丁目405番12地先	
12898号線	151 73	6 00	さいたま市見沼区大和田町二丁目407番18地先	さいたま市見沼区大和田町二丁目407番5地先	
22590号線	57 05	3 51 ～ 4 60	さいたま市見沼区大字片柳字原山1193番1地先	さいたま市見沼区大字片柳字原山1194番1地先	
3598号線	58 74	5 00	さいたま市岩槻区城南二丁目290番4地先	さいたま市岩槻区城南二丁目290番9地先	